

## 教育委員会 平成23年度9月定例会会議録

○日 時 平成23年9月20日(火) 9時30分開会、10時30分閉会

○場 所 鎌倉市役所 講堂

○出席委員 林委員長、山田委員、朝比奈委員、下平委員、熊代教育長

○傍聴者 4人

○本日審議を行った案件

### 1 報告事項

- (1) 委員長報告
- (2) 教育長報告
- (3) 部長報告
- (4) 課長等報告

ア平成23年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管)について

イ世界遺産登録に関する準備状況について

ウ行事予定(平成23年9月20日～平成23年10月31日)

### 2 議案第18号教育財産の取得の申し出について(国指定史跡北条氏常盤亭跡)

## 林委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより9月定例会を開会する。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりである。後ほど、課長等報告で「世界遺産登録に関する準備状況について」があるが、この件について、事務局から、市長部局の世界遺産登録推進担当の職員を出席させたい旨の申し出があったので、これを了承し出席させているので、ご承知おきいただきたい。

本日の会議録署名委員を山田委員にお願いする。では、日程に従い議事を進める。

### 1 報告事項

- (1) 委員長報告

## 林委員長

文化推進課の事業でワイマールへ行って来た。ワイマールの教育行政担当者の方にイン

タビューをさせていただいた。鎌倉とワイマールでは、類似した課題もあり、鎌倉の方が進んでいる部分もあった。今後も情報交換をさせていただきたいという申し出を行った。旧東ドイツなので文化等も日本と違い、色々な意味で良い情報交換ができた。

(2) 教育長報告

**熊代教育長**

24年度中学校使用教科用図書の採択をありがとうございました。大変有意義な委員会だった。採択された教科書を使い、先生方が素晴らしい鎌倉の教育を推進していくことにお力添えをいただきたい。

(3) 部長等報告

特になし

(4) 課長等報告

**ア 平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）について**

**教育総務部次長兼教育総務課長**

議案集の1ページをご覧ください。

平成23年8月23日付で、市長から平成23年9月議会に平成23年度鎌倉市一般会計補正予算の議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会所管部分について協議の申し出があった。

本来ならば、協議内容については当委員会でご協議いただくところだが、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成23年8月29日付で教育長がその事務を臨時に代理し、協議内容について同意したので報告するものである。

次に、議案集の3ページをご覧ください。

引き続き、協議の申し出があった平成23年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）について説明する。まず、教育総務部関連だが、小学校一般の経費のうち、小学校運営事業については、災害時等において児童及び教職員の安全を確保するため、教室や職員室に常備しておく災害対策用品の購入に要する経費を、817万6千円追加するものである。

給食事務については、給食用食器等を消毒保管する熱風消毒保管用籠をより耐熱性能の高い樹脂製籠へ更新するための経費を459万2千円追加するものである。中学校一般の

経費のうち、中学校運営事業については、災害時等において生徒及び教職員の安全を確保するため、教室や職員室に常備しておく災害対策用品の購入に要する経費と、平成24年4月から市立中学校9校において使用する教師用教科書及び指導書の購入に要する経費、合計964万2千円を追加するものである。

小学校施設の経費のうち、小学校施設管理運営事業については、小坂小学校体育館の雨漏り等により、体育の授業・一般開放等に支障をきたしていることから、屋根面及び棟換気の改修工事に要する経費、721万4千円を追加するものである。中学校施設の経費のうち、中学校施設管理運営事業については、平成24年4月に玉縄中学校へ入学予定の肢体不自由生徒に対応するため、エレベーター設置にかかる経費として、構造計算適合性判定手数料、地質調査・設計・工事監理業務委託料、設置工事請負費、合計7,056万2千円を追加するものである。

### 生涯学習課長

保護整備の経費は、文化財保存・修理助成事業において、「県指定重要文化財 旧内海家住宅保存修理事業」に係る補助金を、500万円追加するものである。

図書館の経費は、図書館管理運営事業に、図書館基金寄附金積立金として、10万円を追加するものである。

質問・意見

### 山田委員

玉縄中以外の学校にはエレベーターはあるのか。生徒が使用するものか。

### 教育総務部次長兼教育総務課長

来年4月に玉縄中学校に進学する生徒が使用するためのエレベーターである。エレベーターは現在、御成小学校、御成中学校、第二中学校にあり、今年秋に着工する大船中学校の仮設校舎にも設置予定である。その他の学校については、特別支援学級を1階に設置して対応している。今回は普通学級に入学する生徒であり、他の学年との兼ね合いで1年生の教室が4階になるために計画されたものである。

### 山田委員

現在エレベーターのない学校には、同じような状況の生徒はいないのか。

### 教育指導課長

現在普通学級で車いすを使いながら通常の授業を受けている児童が、小学校に他に1人いる。小学生の場合は介助員の人的支援を受けながら何とか階段等も上がっている。中学

生の場合は体も大きくなり、校舎も4階建てになるので、人的支援では難しい。そのため、エレベーター設置を決めた。

#### **林委員長**

もう1人の児童はどここの小学校か。

#### **教育指導課長**

七里ガ浜小学校だ。

#### **林委員長**

今後、腰越中学校にも設置していく可能性が高いのか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

本人や保護者の要望も受け止めながら検討していく。現在、全小中学校の校舎の耐震補強工事を実施している。耐震補強工事後には、後付けのエレベーターの設置は難しい。玉縄中学校は開口部があり、後付けのエレベーターを付けることができた。エレベーターを付ける場合は外付けになるので、校舎の配置等で制約が出る。そういったことも勘案しながら、エレベーター設置の可否、もし出来ない場合はその生徒に対してどのように指導していくか等、検討していく。また、その児童が腰越中学校に進学するかどうかは未定なので、今後話し合いをしながら決めていくことになる。

#### **山田委員**

この生徒が普通学級に進学することは素晴らしいことだし、それを全面的に支援することも大切なことだと思うが、エレベーターの設置金額は高額だ。それ以外の使用用途もあるのならば別だが、1人のためで一過性のものと考えると金額が大きいのではないか。他の必要なところに分散することは出来ないのか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

今回7000万の予定だ。中央図書館の外付けのエレベーターは3500万だった。玉縄中学校は地盤が悪く地盤への対応が必要であることと、グラウンドにはみ出すので防球ネットの移設と、非常階段を一度取り外してもう一度設置する必要があるため、高額になった。かなり高額だが、その生徒に他の生徒と同じ教育環境で勉強をしてほしいという思いから設置すると判断した。

#### **林委員長**

腰越中学校にも条件がそろえば設置するのか。

**教育総務部次長兼教育総務課長**

条件と最後には財政面の調整が必要だと考えている。

**林委員長**

強く主張して他校にも設置してほしい。

**教育総務部次長兼教育総務課長**

学校施設整備計画を策定しており、エレベーター設置も含めたバリアフリー対策を重点項目にあげて取り組む所存である。

**林委員長**

メンテナンスコストは1年あたりいくらか。

**教育総務部次長兼教育総務課長**

第二中学校で年間100万円の経費がかかっている。

**林委員長**

第二中学校は2階建てで100万円である。玉縄中学校は4階建てなので100万円以上かかる。5%シーリングは大丈夫か。

**教育総務部次長兼教育総務課長**

今年度は、エレベーターのメンテナンス経費は通常の経常経費ではなく、増額経費で要求している。来年度以降は、5%のシーリングの対象となる経常経費ではなく、政策的経費で予算を計上していくことで問題をクリアしていく。

**林委員長**

長期的に見れば政策的経費ではなく経常経費になると思う。この件についても、どうしても必要な経費なので、強く声を上げて行ってほしい。

**教育総務部次長兼教育総務課長**

今回玉縄中学校のエレベーターが7000万円とかなりの高額になったが、県の子育て支援関連の交付金があてられそうだという話があり、最終的にOKが出た。

**林委員長**

小学校の給食設備もかなり古くなってきていると思うが、壊れた時の修理代は経常的経

費か政策的経費か。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

突発的に高額の物を購入しなければならない時などは、經常経費の枠外で要求できる。

今回は經常的経費の中の補正予算だが、新年度予算で要求する時は財政課と協議して要求の仕方を決定する。

#### **林委員長**

消毒用かごが挙がっているが、見込まれる歳入があったのか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

特にはない。かごは毎日熱風で消毒されるので、表面がはく離してきた。ひどくなる前に耐熱性能の高い樹脂製の物に替えるということである。

#### **林委員長**

去年の段階で見込まれていたのではないか。なぜ補正予算なのか。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

去年末から表面の剥離は確認していた。製品自体の問題なのか、消毒の仕方の問題なのか、また替える場合どういうものがいいのかを検討してきた。新年度予算で要求するより、一刻も早く替えた方がいいという判断で補正予算で要求を行った。

#### **林委員長**

給食設備もかなり古くなっていると思うが、突然壊れて給食に影響が出ないように、早めに予算等を申請してほしい。

#### **教育総務部次長兼教育総務課長**

たしかに給食施設はかなり老朽化している。機械も20年近く使用しているものもある。計画的に更新していかなければいけないので、今年度より備品購入の予算として3000万円の特別な枠を設けてもらっている。来年度以降も継続するように折衝中である。また、備品だけでなく施設自体も老朽化しているので、学校施設整備計画の中で計画的に取り組んでいく。

#### **林委員長**

予算の来年度以降の継続が不確かな中、給食調理の外部委託も進んでいるので、どちらがいいのか比較検討して進めたほうがいいのではないか。

### 教育総務部次長兼教育総務課長

備品更新の経費は継続的に確保していきたいと考えている。外部委託の件だが、委託は調理のみで施設は市の施設を使っているの、委託校であっても施設の更新は必要である。

(報告事項アは了承された。)

## イ 世界遺産登録に関する準備状況について

### 世界遺産登録推進担当課長

まず、本年3月以降の経過と、今後の取り組み予定について、説明させていただく。

世界遺産登録作業を進める4県市では、3月に推薦書案のとりまとめを行い、この推薦書案をもって、3月10日、11日の2日の日程で、第4回の国際専門家会議を開催し、最終的な専門家の意見集約を行った。その後、いただいた意見を推薦書案に反映させるとともに、文化庁を初め、関係機関との協議を経て、推薦書案の日本語版をまとめ、その英訳作業などを進めてきた。こうした経過を経て、去る9月1日に開催された、文化庁 文化審議会 文化財分科会 世界文化遺産特別委員会において、今年度、「武家の古都・鎌倉」を世界文化遺産に日本国として、推薦していくことが了承された。ただ、(日本国として)正式には、文化審議会 文化財分科会や関係省庁連絡会議などの所定の手続きを経て決定されるものであることを申し添える。

今後のスケジュールとしては、文化庁より、9月中に推薦書暫定版が、来年1月には、推薦書正式版がユネスコへ提出される予定であり、これらの手続きが順調に進んだ場合、平成24年の夏頃にイコモス(国際記念物遺跡会議)による現地調査、平成25年5月頃には、イコモスからの勧告が出され、6月頃には、世界遺産委員会による審査となり、登録の可否が決定することとなる。

続いて、推薦書案における資産の概要等について説明する。「『武家の古都・鎌倉』世界遺産登録について」をご覧ください。

「1の登録名称」は、「武家の古都・鎌倉」である。

「2の構成資産に含まれる重要な要素」については、表に示す11件の社寺と10件の考古学的遺跡が位置づけられている。「武家の古都・鎌倉」は、実際にはいくつかのパーツに分かれているが、本来的には、総体として、一つの資産としてとらえようというもので、要害的地形を示す自然地形(山稜部)と、重要な要素である11件の社寺と10件の考古学的遺跡が一体となって「武家の古都・鎌倉」を構成するという考え方でまとめられている。

その構成資産の範囲については、「『武家の古都・鎌倉』構成資産全体図(案)」をご覧ください

ただきたい。資産の範囲は、右下の凡例に示すとおり、薄緑で着色した部分となっており、濃い緑の線で囲った部分が、社寺境内と考古学的遺跡である「重要な要素」を示している。

なお、この資産範囲については、その後の推薦書作成委員会等における検討により、一部変更があった。特に、若宮大路の範囲を段葛までとしている点で、これは、若宮大路を都市の基軸線というよりも、主に鶴岡八幡宮の参道として説明していこうとすることから、特徴ある形態を示す段葛までとしていくことが適当ではないかという議論があったことによるものである。

「3の『武家の古都・鎌倉』の顕著な普遍的価値」では、「武家の古都・鎌倉」の価値について大きく2つの内容をもって記載している。

1点目は、「武家の古都・鎌倉」は、戦士階級に属した武家が、12世紀末の日本において古代社会の貴族支配から中世・近世へと続く武家支配への移行という大変革をもたらした政権を樹立し、その構築・運営した政治支配体制の中から「武家文化」を生み出したことを示す物証であること。

2点目は、武家は、日本における時代の大転換期に、「武家の古都・鎌倉」において、要害的地形をなす後背山稜の崖地及び谷戸を切削・造成し、そこに重要な施設を機能的に配置し、政権支配・防御の構造を創り出すことによって、山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型を形成したこと。

以上の大きく2点が「武家の古都・鎌倉」の価値としてまとめられている。

「4の登録の評価基準への適合性」についてだが、世界文化遺産登録の価値証明は、ユネスコが定める6つの評価基準の内、いずれかに適合させて行う必要がある。6つの評価基準は、資料1の2枚目の半分から下の部分の□の中に記載している。

先程、「3の『武家の古都・鎌倉』の顕著な普遍的価値」で説明した、「武家文化」を生み出したことを示す物証であること」は、評価基準iiiの「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。」に適合し、「山稜部と一体となった稀に見る政権所在地の類型を形成したこと」は、評価基準ivの「歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。」に適合するものと説明している。

以上が、世界遺産登録に関する準備状況だが、これまでの経過や推薦書案の概要などについては、今後、広報紙や、パンフレットなどを通じて周知を行っていきたいと考えている。

鎌倉は、平成4年に暫定リストに登録され、平成16年度から本格的な準備を進めてきたが、報告させていただいたとおり、世界文化遺産特別委員会において、今年度、「武家の古都・鎌倉」を世界文化遺産に推薦していくことが了承されたことは、世界遺産登録に向けて大きく前進したものと考えている。

この後、ユネスコへの推薦書の提出、イコモス調査、そして世界遺産委員会での審議など、登録に至るまでには様々なプロセスがあるが、今後も引き続き更に身を引き締めて作

業を進めていくので、ご理解・ご協力をお願いしたい。

質問・意見

### 朝比奈委員

せっかくリストに挙がったのだから是非認定されて世界に誇れる鎌倉にしていって欲しい。観光面だけではなく、市民、特に子ども達が、地元を誇りに思い、鎌倉に育ってよかったと思うことに、世界遺産登録が役立つといいと思う。

### 下平委員

先日平泉に行って来た。もし登録されると、世界中からかなりの観光客が鎌倉を訪れる。それに伴い、ガイドや道路事情等、市民の協力が必要となってくる。その対応は検討しているのか。

### 世界遺産登録推進担当課長

鎌倉は現在でも年間1800万～1900万人の観光客があり、観光客の対応は大丈夫ではないかと思う。ただ、今まであまり有名ではなかった切通等は、観光客が増えることが予想される。ほぼ推薦のめどが立ったので、横浜市、逗子市、神奈川県とともに進めていきたい。住んでよかった、訪れてよかったということで全庁的に進めていきたい。

### 下平委員

世界遺産登録されて、せっかく来ていただいた観光客の方ががっかりすることのないようにしたいと強く思う。

### 山田委員

日本が震災で海外からの観光客を大きく減らしている間に、東南アジアや中国が発展した。柱にあるのは国際的な教育である。英語だけではなく、科学技術的にも先進的な教育が行われている。教育と、世界遺産登録のような国際的な活動と、経済が一体とならないと、ただ登録されるだけになってしまう。他部署との連携も深めていただき、意義ある登録にしてほしい。

### 林委員長

私が行ったワイマールも世界遺産登録されている。登録された資源・資産を使い、地域の子どものための教育を行っている。国内・海外の世界遺産登録をされている地域と情報交換を行い、どのような形で教育の財産として使っているのか等も調べてほしい。ワイマールでは国や州がかなり財政面で援助しており、町並みの保全のための費用も国や州がかな

り負担していると聞いた。世界遺産登録は県や国も一体となっていくことだと思うので、道路の整備等も含め、県や国と一緒に検討してもらいたい。

#### 世界遺産登録推進担当課長

鎌倉市が世界遺産登録を目指す目的は、一時的には歴史的遺産を守りたいということである。町おこし等ではない。世界遺産の街だからこうする、と一本筋を通して街づくりをしていきたい。開発部門や観光部門も、世界遺産登録を進めているということを前提に事業を行っている。

(報告事項イは了承された。)

#### ウ 行事予定 (平成23年9月20日～平成23年10月31日)

質問・意見

特になし

(報告事項ウは了承された)

## 2 議案18号 教育財産の取得の申し出について (国指定史跡北条市常盤亭跡)

#### 林委員長

日程の2 議案第18号「教育財産の取得の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

#### 文化財課長

国指定史跡北条氏常盤亭跡の教育財産の取得の申し出は、平成23年5月定例会において、史跡の保存を図るため用地の取得について市長に申し出る件につき、議案として提出し原案どおり可決されたところだが、取得予定面積が異なっていたため本議案にて訂正するものである。取得しようとする土地は、議案集16ページに記載の10筆、18197.4㎡であり、5月の18243.59㎡から46.19㎡を減じた数字である。

質問・意見

#### 林委員長

減ったのは測量の結果なのか。

#### 文化財課長

常盤字御所ノ内 795番4に隣接している779番の飛び地の部分46.19㎡を含めてしまったため、その部分を減じているものである。史跡の保存上は全く支障がない。

(採決の結果、議案第18号は全会一致で原案どおり可決された)

#### 林委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。9月定例会を閉会する。